

# 誰にでもわかる相続手続き！

株式会社TEG

## 相続の流れ

## 年金の手続き

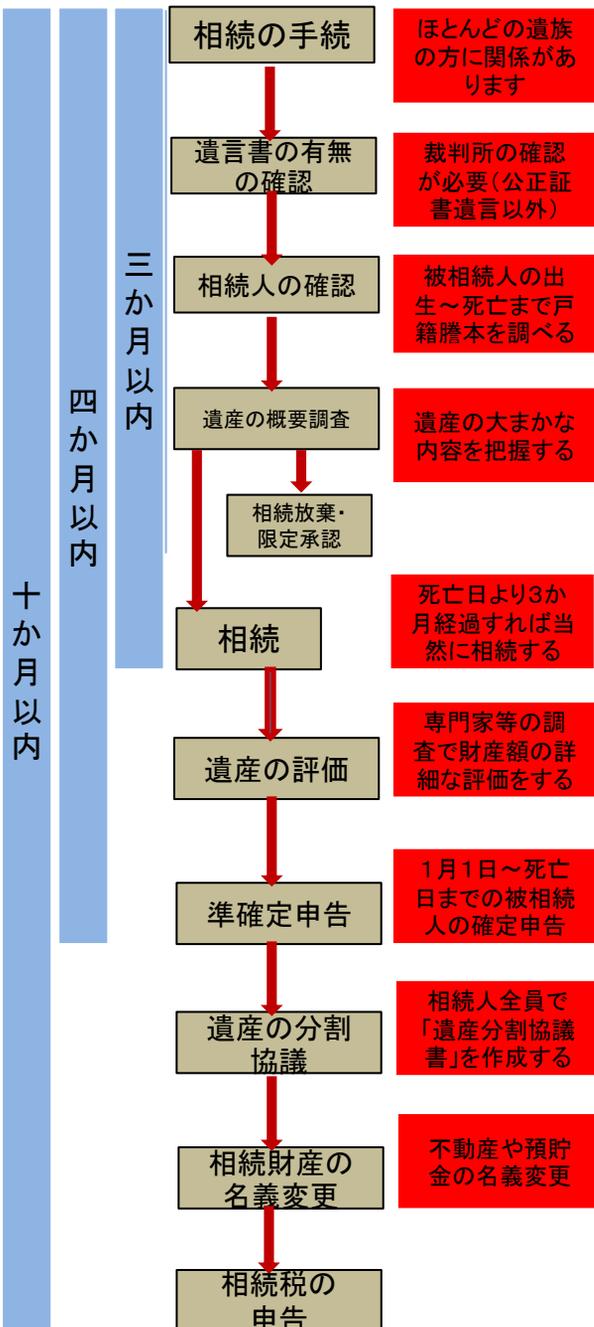
期限

相続の流れ

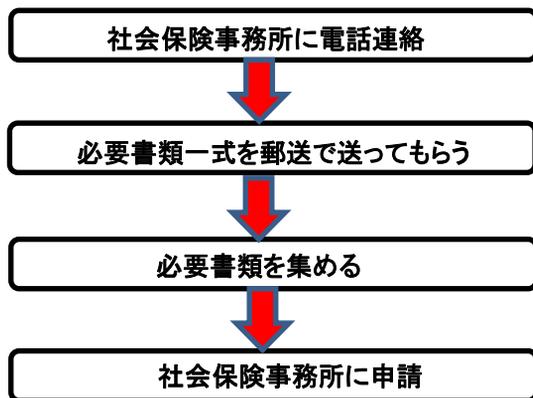
ポイント

ご遺族にとって最初に行うべき手続きの一つです。

日本では、原則として20歳以上から60歳未満までの全ての国民が公的年金に加入しておりますのでほとんどのご遺族が亡くなった方の年金の手続きをする必要があります。



## 手続き方法



## 年金受給停止手続き

年金を受け取っていた方が亡くなると、受け取っていた年金を停止する手続きが必要になります。

## 未支給年金の受取り

年金は死亡月の分まで支払われるので、未支給年金を受け取る手続きも行う必要があります。

## 遺言の確認

相続手続きの前に、故人の遺言の有無を確認しましょう

### ●自筆証書遺言(故人の自筆で書かれた遺言)があった場合

遺言書を保管していた、もしくは発見した相続人は、**家庭裁判所で遺言書の検認を受けなければなりません。**封がしてある遺言書は、勝手に開封せずに家庭裁判所で開封することになります。

検認を受けていない自筆証書遺言は、相続手続きでは使用できません。検認手続きをするには故人の出生から死亡までの全ての戸籍謄本、相続人全員の戸籍・住民票等を添付して裁判所に申し立てする必要があります。

### ●公正証書遺言(公正証書で作られた遺言)があった場合

自筆証書遺言と違い、**家庭裁判所の検認手続きを行う必要がありません。**

#### ポイント 公正証書遺言の調べ方

公正証書遺言は一度作成すれば、その原本は半永久的に公証役場に保存されます。

#### メリット

- 保管費用が無料
- 裁判所での検認手続きが不要
- 紛失しても再発行が可能
- 遺言があるかどうか、最寄りの公証役場から全国に検索をかけることができる
- 故人の出生から死亡までの戸籍謄本及び相続人全員の戸籍・住民票を集める必要がない

有効な遺言があれば、後述する遺産分割協議書や相続人全員の印鑑証明書などの書籍が不要になります。

### 「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」

最近、遺言書を残される方が増えています。(2007年公証役場で作成された遺言74,160件)自筆で遺言を残された方もあるでしょうから、その数はさらに多くなるでしょう。

「自筆証書遺言」は、文字通り自分で書いた遺言です。内容があいまいなものや法律の要件を満たしていない場合、無効になる場合があります。

「公正証書遺言」は、公証役場で作成してもらう遺言書で、法的に正式なものになります。相続人以外の2人の証人の署名捺印が必要で、手数料は相続金額に応じて決まります。

公証役場では法律相談を受けませんが、いずれの場合も法律の専門家に相談することをお勧めします。

## 遺族が受給できる年金・一時金一覧

死亡した人	受給できる年金
国民年金被保険者 (国民年金第一号被保険者)	①遺族年金 ②寡婦年金 ③死亡一時金 上記のうちいずれか1つ
厚生年金(共済年金) 被保険者 (国民年金第二号被保険者)	①遺族年金(遺族共済年金) ②寡婦年金 ③死亡一時金 上記に該当するものすべて
厚生年金(共済年金) 被保険者の配偶者 (国民年金第二号被保険者)	なし
老齢基礎年金受給者 (受給資格を満たしている者)	遺族基礎年金
老齢厚生年金 (退職共済年金等)受給者 (受給資格を満たしている者)	①遺族基礎年金(遺族共済年金) ②遺族基礎年金 ③他 上記に該当するものすべて

## 遺族年金の受給(例)

### 国民年金

- 18歳未満の子がいる妻または子

遺族基礎年金

- 上記以外
- 上記であっても加入25年未満

死亡一時金

- 加入期間が25年以上で10年以上の婚姻期間のある65歳未満の妻

寡婦年金

### 厚生年金

- 18歳未満の子がいる妻または子

遺族基礎年金  
+ 遺族厚生年金

- 上記以外

遺族基礎年金

- 厚生年金を受給するには、年金加入期間の3分の2以上で厚生年金保険料を納付している事が条件

上記の手続きを行うには、年金証書、年金手帳、戸籍謄本・住民票、振込先金融機関の通帳などが必要になります。

## 相続手続必要書類

### 故人の出生～死亡までの戸籍謄本

相続手続を行うには、数多くの書類を集める必要があります。代表的なものでは次のようなものがありますので、覚えておきましょう。

#### 戸籍謄本(こせきとうほん)

日本国籍を有する方の身分関係を証する書面。戸籍内の方が結婚や死亡をすると「除籍」という記載がなされ、その方は戸籍から抜けることとなります。

#### 除籍謄本(じょせきとうほん)

戸籍内の方が全員結婚や死亡または他市区町村に本籍地を移したことにより、全員に「除籍」の記載がなされると「戸籍謄本」が「除籍謄本」となります。ちなみに新しい本籍地での「戸籍」には、前の本籍地の時点で結婚や死亡した分は記載されません。

#### 改製原戸籍(かいせいげんこせき)

「戸籍」は、時代の返遷に伴って、「改製」されることがあります。戸籍が「改製」されると、本籍地はそのままですが、改製前に結婚や死亡により「除籍」の記載がなされた方は、新しい「戸籍」には記載されません。このため改製前の身分事項を調べるには、改製前の「戸籍」である「改製原戸籍」を取得する必要があります。

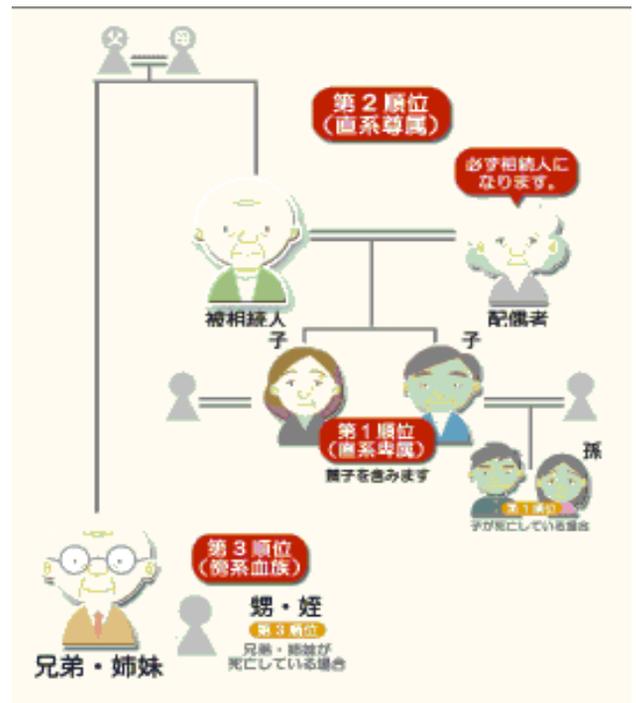
## 戸籍等の収集

### 法定相続人の確定

亡くなられた方の相続人は誰なのか。相続人と思っている人が本当に相続人なのかを調査して、相続人を確定します。

具体的には、故人の出生時から死亡時までの連続した戸籍・除籍・改製原戸籍等をそれぞれの本籍地の役場から収集して調査します。2代、3代前の戸籍も必要となりますので、非常に煩雑な手続のひとつです。

収集した戸籍等は、預貯金・不動産・株式などの全ての名義変更手続に必要となるので、避けては通れない手続です。



#### ○相続人となる順位

順位の高い人がご存命であれば、  
順位の高い人は相続人になりません

#### ○第一順位(直系卑属)

子・孫(子が死亡している場合)  
養子を含みます

#### ○第二順位(直系尊属)

配偶者 必ず相続人になります

#### ○第三順位(傍系血属)

兄弟・姉妹・姪・甥  
(兄弟・姉妹が死亡している場合)

## 相続財産の把握

相続の対象となる財産は何かということ进行调查して、その物とその金額を確定させます。

主要な遺産としては、土地・建物、預貯金、株券があげられます。基本的には、家にある権利証、預金通帳、株式銘柄一覧表などをみればどのぐらい遺産があるのかがわかります。



## 生命保険について

生命保険の保険金については原則として遺産には入りません。その保険金は、受取人の固有の財産となるので、受取人以外の相続人はその金銭の分割を要求できません。

## マイナスの財産について

プラスの財産よりマイナスの財産が多い場合には、死後3ヶ月以内に家庭裁判所で相続放棄手続を行う必要があります。

プラスの財産とマイナスの財産のどちらが多いかわからない場合は、死後3ヶ月以内に家庭裁判所で「限定承認手続」を行うことにより、プラスの財産の範囲内でマイナスの財産を負担することができます。

## 連帯保証人の地位の相続

故人が他人の債務の連帯保証人になっていたとき、その連帯保証人たる地位は、相続人に承継されてしまいます。連帯保証人を引き継ぎたくなければ、「相続放棄」もしくは「限定承認」の手続きが必要となります。

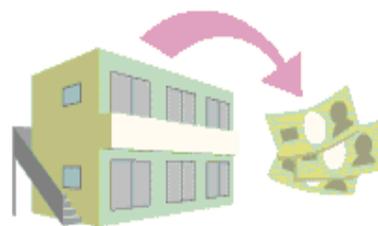
## 準確定申告

故人に代わって死亡した年の所得税の確定申告を死後4か月以内に行います

申告をする必要がある場合



確定申告をすることでさらに所得税を納める場合



家賃収入がある



2箇所以上から給与を受け取っている…等

申告をした方が良い場合



生前に多額の医療費を支払った等

確定申告をすれば、税金の還付が受けられる場合があります

基本的な手続は通常の確定申告と同じです。必要書類としては、故人の源泉徴収票や医療費の領収書、生命保険や損害保険の領収書などです。

## 遺産分割協議

相続人と遺産が確定した後、相続人全員で遺産分割の協議を行います。遺産の習得者を決定して、相続人全員が署名、捺印します。この場合の捺印は、実印が必要になります。あわせて印鑑証明書も必要となります。

### 遺産分割の協議

まずは相続人全員の話し合いで決めます

### 遺産分割の調停

協議がまとまらなければ家庭裁判所で話し合いをします（調整役として調停委員がつきます）

### 遺産分割の審判

調停も不調に終われば、裁判官が強制的に審判します（通常の裁判手続きと同様です）

## コラム

### 相続税は実体が大事



相続税の対象となる預貯金額は、亡くなった時点の残高です。

但し、亡くなる前に多額の預貯金を引き出して遺族の口座に入金しても、その引き出した金額を含めて故人の相続財産として計算しなければなりません。

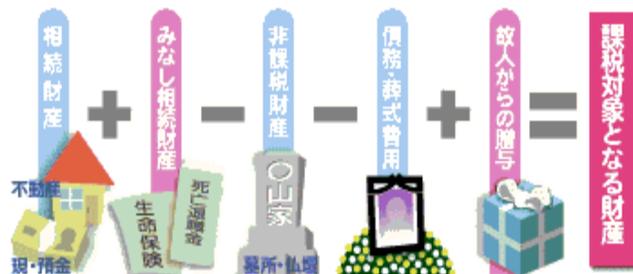
遺族の中で、故人の生前中に援助を受けていた方がいる場合は、その生前に贈与された財産も相続財産として加えた上で遺産分割をしなければなりません。故人の財産にかかわらず、名義だけ他の人に代えている口座も同様です。

相続税は、その表面上よりも実体上誰の財産かを調査する必要があります。

## 相続税の申告

相続人税が課税される場合は、死後10か月以内に相続税の申告をして相続税を納付しなければなりません。ただし相続税がかかる人というのは、日本全国で亡くなった人の5%に満たない数です。

### ○相続税の課税価格の計算方法



### ○基礎控除

$$5,000\text{万円} + (\text{法定相続人の数} \times 1,000\text{万円})$$

法定相続人が3人の場合、5千万円+3×1千万円で、**8千万円**ということになります。遺産の総額が基礎控除額以下であれば、相続税の申告自体が不要です。

- 埋葬、火葬、納骨
- 被相続人の社会的地位から判断して相当と認められる御布施等
- 葬式に伴うと認められるもの 等

- 香典返し
- 墓地や仏壇等の買入れ
- 初七日
- 49日等の法要 等

## 相続に関するQ&A

**Q** 名義変更は放っとしても大丈夫？

**A** なるべく早く手続きすることをおすすめします。

相続手続きの内、不動産の名義変更はとかく遅くなりがちです。但し、預貯金となれば、数十万円でもすぐに手続きをされるのではないのでしょうか。

一般的に亡くなった方の財産で最も高額な財産は不動産であり、その価値は数千円するものも少なくありません。不動産はものであるため、実感しにくいですが、財産的価値から考えますと、預貯金よりも不動産のほうがより重要であり、名義変更の必要性が高いとも考えられます。

**Q** 故人が亡くなる前にみんなで決めた遺産分割は有効？

**A** 遺言以外で生前に遺産の帰属先を決めることはできません。

生前から相続人の中で遺産の分割方法を決めていても、その協議は何の拘束力もありません。遺産分割は、故人が亡くなった後、相続人全員の協議で決定して、その意思を担保するため印鑑証明書が不可欠となります。

**Q** 故人が不動産と借金(債務)を残してしまった。

**A** 故人の債務の整理をしましょう。

故人が債務超過の場合、一般的には相続放棄を行うのですが、不動産等放棄したくない財産がある場合は、故人の債務を返済していく債務整理をおすすめします。

故人の債務を分割して少しずつ返済していく手続きですが、消費者金融などから長期間に渡って債務を負っていた場合には、利息を払いすぎている可能性がありますので、債務を減額できることがあります。

**Q** 故人名義の不動産を売りたいけど・・・

**A** 不動産は故人名義のままでは売却することはできません。

必ず一度相続人名義に不動産を書き換える必要があります。相続による不動産の名義変更には多少時間がかかりますので、早めに専門家に相談されることをお勧めします。

## 相続手続きチェックリスト

※ 年金・税金・名義変更の手続き以外にも、相続手続きは様々あります。

	項目	請求者	手続き窓口	
1	葬祭費の支給	(故人が) 国民健康保険	市区町村の保険年金課	<input type="checkbox"/>
2	埋葬料の支給	(故人が) 社会保険	会社の総務課 等	<input type="checkbox"/>
3	生命保険	保険金受取人	各保険会社	<input type="checkbox"/>
4	電気・ガス 水道等	支払い承継者	各会社に連絡して 死亡の旨報告	<input type="checkbox"/>
5	電話加入権	加入権承継者	電話局に連絡	<input type="checkbox"/>
6	世帯主変更	新しい世帯主	市区町村の住民課	<input type="checkbox"/>
7	軽自動車	名義承継者	管轄軽自動車検査協会	<input type="checkbox"/>
8	普通自動車	名義承継者	管轄陸運局	<input type="checkbox"/>
9	株券	名義承継者	取引証券会社等	<input type="checkbox"/>
10	預貯金	払戻金受取人	各金融機関窓口	<input type="checkbox"/>
11	不動産	新所有者	管轄法務局	<input type="checkbox"/>

※ 8～11の手続を行うには、亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本等、相続人全員の戸籍・印鑑証明書、遺産分割協議書が必要となります。

※ 金融機関に死亡した旨を伝えると口座が凍結されるので要注意

※ 普通預金であればキャッシュカードを使って引出すことも可能です。

(ただし、相続人全員が同意していることが必要です)

※ 生命保険付住宅ローン(団体信用生命保険)に加入されている方が亡くなった場合、住宅ローンが保険金で全額支払われます。

(別途、不動産の抵当権抹消登記手続きが必要です)

## 会社概要

〒167-0043  
東京都杉並区上荻1-9-1タウンセブン日ノ出ビルB1  
株式会社TEG

担当: 高田・久保寺  
Mail: k.takada@teg.jp.com

TEL 03-6279-9410 FAX 03-6279-9420